

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十八号中「文化資源課」を「文化財・博物館課」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。